

【件名】

社会的養護自立支援拠点事業拡充の検討状況について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和6年9月から、児童養護施設退所者等（以下、「社会的養護経験者」という。）が、社会的孤立や生活困窮に陥ることなく、安心・安定した生活を送ることができるよう、子ども・若者支援センターを社会的養護自立支援拠点として位置付け、社会的養護経験者の自立に向けた支援を行っている。

この取組を進めるなか、中野区給付型奨学金事業（以下、「区奨学金」という。）の検討を契機として、社会的養護経験者については、区奨学金の制度上の要件により対象者となりにくいことや、進学・修学に当たっては、経済的支援に加え、伴走的な支援を必要とする状況があることを改めて整理してきた。

これらを踏まえ、社会的養護経験者への進学・修学支援の充実を図る観点から、社会的養護自立支援拠点事業の拡充について、検討状況を取りまとめたので報告する。

記

1 現状及び課題

- 令和9年度から給付開始を予定している区奨学金においては、「申請日において、生計維持者が1年以上区内に住所を有していること」等の要件を設ける予定である。一方で、中野区児童相談所が措置する児童の多くは、児童養護施設等を退所後、区外で自立する傾向が強く、当該要件を満たしにくい状況にある。
- 社会的養護経験者の大学中退率は、一般学生と比較して高い水準にあり、進学後においても伴走的な支援が求められている。
- 国の「高等教育の修学支援新制度」により、学費の減免や給付型奨学金を受給できる場合であっても、家賃等の生活費を含めると一定の不足が生じ、親族等からの経済的支援を受けにくい社会的養護経験者にとっては、アルバイト等による補填が必要となっている。

2 社会的養護自立支援拠点事業における進学・修学に係る居住費助成（現行）

(1) 居住費助成事業（基本分）

児童養護施設等退所後に安定した住環境のもとで進学・修学を継続することができるよう、これから大学等に進学する単身生活者に対し、家賃等の助成を行っている。

【助成額】年36万円上限（在学期間中（最大5年間））

(2) 居住費助成事業（特例分）

休学又は退学等により生活の立て直しが必要となった場合においても、安定した居住環境

を確保し、再出発を図ることができるよう、家賃等の助成を行っている。

【助成額】年72万円上限(最大1年間)

3 事業拡充の方向性

社会的養護経験者の現状を踏まえると、進学・修学期においても生活基盤を安定させ、学業の継続を支える支援が必要である。

このため、社会的養護経験者への支援については、区奨学金相当額の給付とともに、居住費を含めた生活全体を支える観点から、現行の居住費助成事業(基本分)を拡充し、「進学・修学費助成事業」として再構築する。

なお、現行の居住費助成事業(特例分)については、休学又は退学等により、国給付奨学金が対象外となった場合も安定した居住を確保し再出発を支えるため、引き続き継続する。

4 今後の予定

令和8年7月 社会的養護自立支援拠点事業の拡充(案)のとりまとめ

令和9年4月 社会的養護自立支援拠点事業の拡充